

入 札 公 告  
(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局の「令和5年度ニセコ鉄道建設所除雪作業の単価契約」に係る一般競争入札については、関係規程等に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書を兼ねる）によるものとします。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明

北海建公告第21号

- 1 公 告 日 令和5年10月26日
  
- 2 契約担当役等 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明  
北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地
  
- 3 競争入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び予定数量 令和5年度ニセコ鉄道建設所除雪作業の単価契約  
予定数量は内容説明書のとおり。
  - (2) 調達案件の仕様等 仕様書のとおり。
  - (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月14日まで
  - (4) 履行場所 北海道虻田郡ニセコ町字富士見161-1ほか  
当機構ニセコ鉄道建設所・JR TTニセコ寮
  - (5) 入札方法  
入札金額は、見積もった単価に予定数量を乗じて算出した総価を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  
- 4 競争参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
  - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程

第78号) 第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」(等級及び地域は問わない。)の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間において、「北海道地区」において、当機構理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 仕様書等を5(2)イの交付方法により、直接ダウンロードした者であること。

## 5 入札手続等

### (1) 担当支社等

〒060-0002 札幌市中央区北二条西一丁目1番地(マルイト札幌ビル6階)  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
北海道新幹線建設局 総務部契約課  
電話 011-231-3489  
電子メールアドレス [keiyaku.spp@jr-tt.go.jp](mailto:keiyaku.spp@jr-tt.go.jp)

### (2) 仕様書等の交付期間、交付方法及び交付場所

- ア 交付期間 公告日から入札書受領期限まで。
- イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
- ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

### (3) 入札説明会の日時及び場所 実施しない。

### (4) 入札参加申込書の提出期限及び提出方法等

- ア 提出期限 令和5年11月20日10時まで。
- イ 提出方法 持参、郵送又は託送(郵送又は託送の場合は書留等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)すること。

なお、提出書類のうち押印を要するものについて押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 提出場所 5(1)に同じ。

エ 提出書類 入札参加申込書(様式1)

### (5) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法等

- ア 入札書の受領期限 令和5年11月20日10時。
- イ 開札の日時及び場所 令和5年11月20日10時。  
当機構北海道新幹線建設局にて行う。

ウ 入札書の提出方法等

持参、郵送又は託送すること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。電子メールによる提出は認めない。

### (6) 入札執行回数

入札執行回数は原則として2回を限度とする。

(7) 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこととする。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う。

(8) その他

ア 入札参加申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当役は、提出された入札参加申込書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書等は返却しない。

エ 提出期限以降における入札参加申込書等の差し替え及び再提出は認めない。

なお、提出期限前の再提出は、5(1)に記載の受付窓口に応じ申し出ること。

6 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は以下により提出すること。

ア 提出期間 公告日から令和5年11月10日までの休日を除く毎日。(持参する場合は10時から16時まで。(12時から13時の間を除く。))

イ 提出場所 5(1)に同じ

ウ 提出方法 質問内容を記載した書面(表紙に会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。)を持参、郵送又は託送にて提出すること。

質問書の提出にあたっては、別紙の質問内容に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和5年11月14日までに設計図書を配布したダウンロードフォルダ内に掲載するので、ダウンロードし、確認すること。

なお、上記方法により難しい者は、5(1)へ連絡すること。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(4) 契約書作成の要否 別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

(5) 支払条件 完了払。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示された必要な書類を提出期限までに提出場所へ入札説明書で定められた方法にて提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(7) 入札の無効

入札公告等に示した要件を満たさない者の行った入札、提出書類に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札説明書等及び契約申込心得において示した条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も同様とする。また、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

(9) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

4 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も5 (4)により入札参加申込書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。開札時に、当該資格の確認ができない場合は、競争参加資格がなかったものとする。4 (2)に掲げる競争参加資格の認定に係る申請は、令和5年3月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(10) 本件入札に参加を希望する者は、契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。契約申込心得は当機構ホームページで公開している。

(11) 手続における交渉の有無 無。

(12) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじへ移行する。

(13) 契約の確定は、落札者が契約書を当機構に提出し、当機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときとする。

(14) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

8 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力を  
していただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ま  
すので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長  
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就  
職していること。
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている  
こと。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設  
計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契  
約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び  
当機構における最終職名
- イ 当機構との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のい  
ずれかに該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当  
機構における最終職名等）
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契  
約については原則として93日以内）